

## 専修学校月額奨学金奨学生選考基準

平成29年7月7日制定

公益財団法人秋田県育英会専修学校月額奨学金貸与規程第3条の規定に基づき、専修学校月額奨学金奨学生の選考基準を次のとおり定める。

### 1 選考基準

#### (1) 学力について

勉学意欲があり、優秀な学習成績を修める見込みがあること。

#### (2) 家計について

家計支持者（父母、父母がいない場合は、代わって家計を支えている人）の収入で算出した認定所得金額から特別控除を差し引いた額。

※ 認定所得金額及び特別控除額は次のとおり

##### ア 認定所得金額

給与収入の場合  $\text{認定所得金額} = \text{給与収入金額} - \text{所得控除額}$ （別表1）

給与以外の収入の場合  $\text{認定所得金額} = \text{確定申告書の所得金額}$

##### イ 特別控除額（別表2）

#### (3) 人物について

将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

#### (4) 健康について

修学に十分耐えうると認められること。

### 2 選考方法

学力及び家計について下記により各50点満点で得点を算出し、合計得点の高い順に選考する。ただし、学習成績評定平均値が極端に低い者については、合計得点だけで機械的に選考しないこととする。

#### ア 学力得点について

学習成績評定平均値「5.0」につき50点とし、「0.1」下がる毎に1点ずつ減じて算出する。

イ 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入で算定した認定所得金額から特別控除を差し引いた額（マイナスの場合は0円）を世帯別収入基準額（別表3）で除して得た基準充足率が0%の場合を50点とし、1%増す毎に0.5点ずつ減じて算出する。

### 3 その他

この基準に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

#### 附 則

この基準は、平成29年7月7日から施行する。

別表1 給与収入における控除額

A表 (主たる家計支持者用)

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+214万円 (ただし、収入金額が268万円未満の控除額は収入金額と同額である。)
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

B表 (従たる家計支持者用)

年間収入金額	控除額
65万円以下	年間収入金額と同額
65万円超180万円以下	年間収入金額×0.4 (最低額65万円)
180万円超360万円以下	年間収入金額×0.3+18万円
360万円超660万円以下	年間収入金額×0.2+54万円
660万円超1,000万円以下	年間収入金額×0.1+120万円
1,000万円超1,500万円以下	年間収入金額×0.05+170万円
1,500万円超	245万円

別表2 特別控除額

区分	特別の事情	特別控除額				
A 世帯 を 対 象 と す る 控 除	母子、父子世帯	99万円				
	申込者本人以外に就学者のいる世帯 ……児童・生徒・学生一人につき	小学校	31万円			
		中学校	46万円			
			自宅通学	自宅外通学		
		高等学校	国公立	39万円	69万円	
			私立	88万円	118万円	
		高等専門学校(1~3)	国公立	39万円	69万円	
			私立	88万円	118万円	
		高等専門学校(4~5)	国公立	43万円	72万円	
			私立	87万円	116万円	
		大学	国公立	74万円	121万円	
			私立	133万円	180万円	
		専修学校	高等課程	国公立	39万円	69万円
				私立	88万円	118万円
	専門課程		国公立	36万円	81万円	
私立			102万円	147万円		
障害者のいる世帯	障害のある人1人につき 99万円					
長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出している年間金額(確定申告書第二表の医療費控除の金額)					

	主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額 1月の家賃×12月+12万円（71万円限度）		
	火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田、畑、店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額		
B申込者本人を対象とする控除	月額奨学金（在学採用）	国公立大学	自宅	74万円
			自宅外	121万円
		私立大学	自宅	133万円
			自宅外	180万円
	月額奨学金（予約採用）、大学入学一時金	180万円		
専修学校入学一時金	147万円			

備考

A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合は、これらの特別控除額を併せて控除することができる。

別表3 世帯別収入基準額表

区 分		収入基準額
世帯人員	1 人	139万円
	2 人	198万円
	3 人	212万円
	4 人	229万円
	5 人	239万円
	6 人	250万円
	7 人	262万円
世帯人員が7人を超える場合は、1人増す毎に12万円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。		